



見積もりご成約 Wキャンペーン

じちろうマイカー共済 4つのメリット

団体割引は
多くの組合員の
利用と安全運転に
支えられて
います。

① 組合経由の加入で
自治労共済生協組合員は
掛金体系変更による
職域掛金廃止に伴い
団体割引 32.5%*に変更!!

※上記団体割引率は、2021年11月1日以降発効の契約に適用されます。
※団体割引は、車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。
また、毎年11月時点の実績により変動することがあります。

② 運転者本人・配偶者限定特約で

掛金が8%割引!!

③ 自治体職員に心強い、
弁護士費用等補償特約
(賠償対応補償付)をセット!!

④ 契約者=組合員で
家族の車にも団体割引を適用!!

主たる被共済者
になれる方

- ① 組合員本人 ② 組合員の配偶者*1 ③ 組合員の同居の親族*2 ④ 組合員の配偶者の同居の親族*2
*1 配偶者には内縁関係なども含みます。 *2 別居の未婚の子も含まれます。

自治労共済推進本部は「7才の交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。

期間中に見積もりをされた方に**粗品・ご成約**いた
だいた方に**マルチポーチ**をプレゼント!

※既契約への車両損害補償、特約の付帯などは対象になりません。

キャンペーン期間 2022年2月1日~2022年4月30日

※期間中に見積もり、ご成約された方が対象となります。



★ご成約マルチポーチ

※使用例

ベースは 「標準型」

組合員とその家族に手頃な掛金で安心を提供する、じちろうマイカー共済の基本補償は「標準型」。この「標準型」をベースにさまざまな特約や割引、車両損害補償などを組み合わせることで、よりニーズにあった補償や掛金にすることができます。車種別の標準型の補償内容については下記をご覧ください。

車種	対人賠償	対物賠償	人身傷害補償	無共済車傷害	搭乗者傷害特約	自損事故傷害特約	弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)
四輪自動車	無制限	無制限	5,000万円	無制限	なし※	—	あり
二輪自動車	無制限	無制限	なし※	無制限	500万円	1,500万円	あり
原付自転車	無制限	無制限	なし※	無制限	なし※	1,500万円	あり

※「なし」となっている補償は、任意で付帯することができます。

*現在ご加入の保険(共済)の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。 *ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日、車のトラブル解決に。

マイカー共済すべての契約車両(共済契約証書に記載の「被共済自動車」)がサービスの対象となります。 ※利用には一部条件があります。

ご不明な点などがございましたら、
所属の組合を通じてこくみん共済coop(全労済)
自治労共済推進本部北海道支部にお問い合わせください。

こくみん共済(全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部 北海道支部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

**じちろうマイカー共済
見積もりキャンペーン
見積依頼書**

(2021年11月制度改定版)

下記基本情報部分に記入のうえ、

現在の自動車保険証券(共済証書)と車検証

と、**FAX**するだけ!

北海道支部まで

こくみん共済 coop(全労済)
自治労共済推進本部 北海道支部

FAX 011-747-1876

おかけ間違いにご注意ください。

基本情報 基本情報となります。必ず記入してください。

組合名 (支部名)		組合員名		カナ	
				漢字	
県コード	組合コード	支部コード	職員コード	生協組合員番号	車名
01					
ご契約者(組合員)			主たる被共済者		
現住所			おなまえ(被共済車を主に使用する方)		
西暦			西暦		
性			性別		
連絡先電話番号(自宅または勤務先)			ご契約者との続柄		
西暦			西暦		
年 月 日			年 月 日		
保険会社名 (共済組合名)			現在の等級		
保険開始日			★事故有係数 適用期間		
西暦			なし		
平成			あり		
令和					
年 月 日					

★事故有係数適用期間は現在ご加入の保険証券(共済証書)などでご確認ください。*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を中心に使用する方となります。*配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。*この見積依頼書に記載いただいた個人情報は、掛金見積もりを行うために活用するほか、「こくみん共済 coop」の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

該当する、または希望される特約・割引のにを入れてください。

<p>運転者年齢条件</p> <p>運転者の年齢で、掛金を割引します。 ※被共済車を運転する人の中で一番若い人の年齢にあった条件を選択してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上</p>	<p>子供特約</p> <p>運転者年齢条件とは別に、主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上</p>	<p>運転者本人・配偶者限定特約8%割引</p> <p>車を運転する人を主たる被共済者とその配偶者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。 ※主たる被共済者・配偶者とも運転者年齢条件の範囲内であることが必要です。</p>	<p>ハイブリッド車割引3%割引</p> <p>「こくみん共済 coop」指定の低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス(LPG)自動車、燃料電池自動車)の場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>	<p>福祉車両割引7%割引</p> <p>福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>
<p>複数契約割引3%割引</p> <p>すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>	<p>セカンドカー割引</p> <p>2台目以降は7等級 1台目(他損保契約も可)の契約等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。</p>	<p>人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約19%割引(四輪の場合)</p> <p>※補償範囲を限定する特約です。 ※2台目以降の契約が対象です。 被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割引します。</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ装着(AEB付帯)</p> <p>AEB装置が装着された場合 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。また、AEB装置は各社の安全装備パッケージに含まれていることがあります。</p>	

★基本補償は「標準型」をベースとします。「人身傷害補償」は補償額を選択可能です。

<p>見積もり受付中!!</p> <p>基本補償(標準型がベース)</p> <p>ご自身の補償</p> <p>相手方への賠償</p> <p>車両の補償</p>	<p>人身傷害補償</p> <p>契約車両(被共済自動車)に搭乗中等の人が自動車事故で死傷したとき</p> <p>補償額を任意で増やすこともできます。</p> <p><input type="checkbox"/> 最高5,000万円 標準型(被共済者1人につき)</p> <p><input type="checkbox"/> 1億円 <input type="checkbox"/> 2億円 <input type="checkbox"/> 無制限</p>	<p>自動車事故傷害見舞金</p> <p>人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる見舞金です</p> <p>弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)</p> <p>自動車等での交通事故で被害を被り、事前に「こくみん共済 coop」の同意を得て相手に法律上の損害賠償を請求する場合、それに要した弁護士費用等を支払います。また、被共済者が契約車両で人身事故の加害者となった場合の刑事訴訟前弁護士費用も支払います。</p>	<p>対人賠償</p> <p>他人を死傷させたとき</p> <p>無制限 (被害者1人につき)</p>	<p>対物賠償</p> <p>他人の物を壊したとき</p> <p>無制限 (1事故につき)</p>	
	<p>対物超過修理費用補償付</p> <p>事故の相手方の修理費用が、対物賠償で補償する法律上の賠償責任額(時価額が限度)を超える場合で「こくみん共済 coop」が認めた場合</p> <p>最高50万円 (過失割合に応じて)</p>	<p>車両損害補償の付帯を希望される場合は<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般補償 <input type="checkbox"/> エコノミーワイド <input type="checkbox"/> エコノミー</p> <p><input type="checkbox"/> 付随諸費用補償 全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となったときの代車費用、遠隔地で事故があったときの修理車両の陸送費用、宿泊費、帰宅費、事故や盗難により発生した身の回り品の損害の補償など、安心の補償です。</p>	<p>特約をご希望の方は<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車賠償責任補償特約 自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。 ※原付自転車は対象になりません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交通事故危険補償特約 電車や自転車に乗っているときや、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」による損害を補償します。主たる被共済者とその家族が事故にあった場合、損害額を補償します。</p> <p><input type="checkbox"/> 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める全損の条件に該当する場合、一律50万円を一時金として支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額を支払います)。 ※車両共済金額が50万円を下回る場合は掛金もそれに応じて低減します。</p> <p><input type="checkbox"/> マイバイク特約[標準補償型(10B)の場合] 対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 自損事故傷害:最高1,500万円 [原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)]を対象とし、家族全員の原付事故を補償します。 ●家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。</p>	<p>車の補償に</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 車両損害の無過失事故に関する特約 「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確認した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 新車買替特約 新車購入から最初の車検(乗用車は3年、貨物車は1年または2年)までの自動車事故に、共済期間の満了日が、最初の車検証の「有効期間の満了する日」の属する月末までの場合に、契約時に設定した新車価格相当額を限度に実損分を補償します。 ※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 車両損害補償の自己負担額 なし <input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 10万円</p>	
	<p>*車両損害補償は、四輪自動車を選択できます。ただし、四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択できない場合があります。(キャンピング車、最大積載量が0.5tを超える普通貨物車、ダンプ装置のある軽四輪貨物車、改造により車種・用途が変更される車などは車両損害補償は選択できません。)</p>				<p>おすす</p> <p>●損害額から設定している自己負担額を差し引いた金額を、契約車両(被共済自動車)の補償額を限度に支払います。 ●車両損害補償部分の掛金を抑えることができます。 ●車両共済金額が20万円未満の場合、車両損害補償の自己負担額は設定できません。</p>
	<p>このチラシは、じちろうマイカー共済の概要を説明したものです。ご契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。</p>				